

第57回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年**6月12日**(金曜日)
午前9時30分

場所

大阪府高槻市野見町2番33号
高槻城公園芸術文化劇場
(北館3階会議室)

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

(証券コード 6861)

2026年5月25日

株主各位

大阪市東淀川区東中島1丁目3番14号

株式会社 **キーエンス**

代表取締役社長 中野 鉄也

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト ……………<https://www.keyence.co.jp/investor/stock>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、資料をご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、日本取引所グループのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

日本取引所グループウェブサイト ……………<https://www.jpx.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄検索」に「キーエンス」

又は当社証券コード「6861」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



当日ご出席されない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月11日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送お願い申し上げます。

【電磁的方法による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって前頁の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、29、30頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月12日（金曜日）午前9時30分	
2	場 所	大阪府高槻市野見町2番33号 高槻城公園芸術文化劇場（北館3階会議室）	
3	目的事項	報告事項	1. 第57期（2025年3月21日から2026年3月20日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第57期連結計算書類の監査結果報告の件
		決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件		
	第3号議案 取締役9名選任の件		
		第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
4	招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。	

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び日本取引所グループウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様へ交付する書面には記載しておりません。これらの事項は、監査報告及び会計監査報告の作成に際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、製造業を中心に設備投資が継続している状況です。各地域においては、北中南米、アジアは全体として堅調に推移しました。欧州では引き続き慎重さが残る中、一部では持ち直しの動きもみられました。国内においては、一部で慎重さもみられましたが、概ね堅調な動きが継続しました。

このような環境の中で、当社グループといたしましては、中長期的な成長を維持する観点からも、企画開発面での充実、営業面での強化を図ってまいりました。企画開発面では、製造現場向け3Dプリンタや、ライン型シリンダセンサ & スマートバルブ等の新商品の開発を行い、営業面では、海外における人材育成の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における売上高は1,169,289百万円(前期比10.4%増)、営業利益は595,759百万円(同8.4%増)、経常利益は635,756百万円(同13.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は445,185百万円(同11.7%増)となりました。

当連結会計年度の国内及び海外売上高の状況は次のとおりであります。

地 域	金額 (百万円)	構成比 (%)
国 内	390,066	33.4
海 外	779,222	66.6
合 計	1,169,289	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、次期ロジスティクスセンターや新商品用の金型等の工具器具及び備品を主なものとして総額28,371百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資のための資金は、自己資金を充当いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 2023年3月期	第55期 2024年3月期	第56期 2025年3月期	第57期(当期) 2026年3月期
売上高 (百万円)	922,422	967,288	1,059,145	1,169,289
経常利益 (百万円)	512,830	519,295	561,010	635,756
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	362,963	369,642	398,656	445,185
1株当たり 当期純利益 (円)	1,496.60	1,524.14	1,643.77	1,835.63
総資産 (百万円)	2,650,429	2,964,792	3,289,224	3,670,655
純資産 (百万円)	2,491,634	2,806,193	3,108,552	3,471,472

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、地政学リスクの高まりを背景とした景気後退懸念に加え、各国による政策動向を引き続き注視する必要があります。一方で、そのような不確実性の中でも当社グループを取り巻く市場環境においては、さまざまな技術革新に加え、自動化や品質向上、省エネルギーへの取り組みに対する需要拡大が期待されています。

このような状況の中、当社グループは、高い付加価値を生み出す新商品の開発、直販営業力の強化、そして海外事業の拡大に注力し、さらなる成長を目指してまいります。激化するグローバル競争の中、製造業の合理化、自動化、品質向上、研究開発の強化は不可欠であり、そこに当社グループの事業拡大の大きな可能性があると考えています。こうした可能性の実現に向けて、これまで培ってきたすべての力を結集して業績拡大に邁進する所存であります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、自動制御機器、計測機器、情報機器及びその他電子応用機器並びにこれらのシステムの開発、製造及び販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な拠点

本 社 ・ 研 究 所 大阪府
東 京 研 究 所 東京都
品 質 評 価 施 設 大阪府
ロジスティクスセンター 大阪府
国 内 営 業 拠 点 東京営業所、大阪中央営業所、名古屋営業所他
海 外 営 業 拠 点 KEYENCE CORPORATION OF AMERICA、
KEYENCE DEUTSCHLAND GmbH、
KEYENCE (CHINA) CO.,LTD.他

(8) 従業員の状況

2026年3月20日現在における従業員数（就業人員数）は12,784人で、前期末（2025年3月20日）比で523人増であります。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
KEYENCE CORPORATION OF AMERICA	100千US\$	100%	当社商品の販売
KEYENCE (CHINA) CO.,LTD.	100,000千RMB	100%	当社商品の販売

2. 会社の株式に関する事項(2026年3月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 243,207,684株
(うち自己株式682,548株)
- (3) 株主数 27,117名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ティ・ティ	36,571	15.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,060	12.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	17,799	7.3
公益財団法人キーエンス財団	11,100	4.6
滝崎武光	7,654	3.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,323	2.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	4,562	1.9
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	4,019	1.7
GOVERNMENT OF NORWAY	3,635	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,369	1.4

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2026年3月20日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 名誉会長	滝崎 武光	
* 取締役 社長	中野 鉄也	
取締役	山口 昭司	開発推進部長
取締役	山本 寛明	経営情報室長兼事業支援部長
取締役	寺田 一彦	ICT推進部長
取締役	中田 有	特別顧問
取締役	谷口 誓一	公認会計士
取締役	末永 久美子	弁護士
取締役	吉岡 理文	大阪公立大学大学院教授
常勤 監査役	平山 新洋	
監査役	印藤 弘二	弁護士
監査役	大保 政二	公認会計士

(注) 1. *印は代表取締役を示します。

2. 取締役谷口誓一、末永久美子、吉岡理文は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役平山新洋、印藤弘二、大保政二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役谷口誓一、末永久美子、吉岡理文、監査役平山新洋、印藤弘二、大保政二は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除きます。）等を填補することとしております。被保険者には、当社の取締役及び監査役全員が含まれております。なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、その保険料は全額当社が負担しております。

7. 監査役大保政二は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 当期中の役員の変動

(1) 就任

2025年6月13日開催の第56回定時株主総会において新たに寺田一彦が取締役に、平山新洋が監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2025年6月13日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、山本晃則は取締役を、小村貢一郎は監査役を退任いたしました。

(3) 役員の地位、担当または主な兼職の異動

氏名	新	旧	異動年月日
中野鉄也	代表取締役社長	取締役	2025年12月22日
中田有	取締役特別顧問	代表取締役社長	2025年12月22日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 報酬の基本的な考え方

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、下記を基本的な考え方とする。

- ・企業価値向上に向け、経営陣の経営責任を明確にするものであること。
- ・業績向上へのインセンティブに資するもの。
- ・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること。

2. 報酬及び方針の決定方法

取締役会が決定権限を有する役員報酬内規により当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針が定められ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において役員報酬内規に基づき取締役会が報酬の額等を決定しております。

報酬は、前事業年度における従業員（組織責任者）の年収を基準額とし、係数を乗ずることにより算出しております。報酬の水準につきましては、当社従業員給与とのバランス等を考慮し、上限を3.0とした係数を設定しております。基準額となっている前事業年度における従業員の年収が業績（営業利益額）に連動しており、業績向上における責任を明確にしております。基準額における業績連動部分の割合は概ね60～75%であります。

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受け、役員報酬内規に従ってその配分を決定し、月額報酬として支給しております。

なお、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から業績には連動せず、固定報酬のみであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	10人	307百万円
監 査 役	4人	27百万円
計	14人	334百万円

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。

2. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は、7人で39百万円であります。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年6月10日開催の第53回定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。

4. 監査役の金銭報酬の額は、2000年6月16日開催の第27回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

5. 取締役会は、当社グループ全体の業績等を総合的に勘案し得る代表取締役社長中野鉄也に、取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。

6. 監査役の金銭報酬の額は、監査の中立性を確保するため業績には連動しておらず、監査役の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況は次のとおりであります。

当事業年度中に取締役会を12回、監査役会を16回開催いたしましたが、取締役谷口誓一、末永久美子、吉岡理文はすべての取締役会に出席いたしました。

取締役谷口誓一、末永久美子はそれぞれ公認会計士、弁護士としての専門的見地から、吉岡理文は大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識のもと、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役印藤弘二、大保政二はすべての取締役会及び監査役会に出席し、監査役小村貢一郎は退任までに開催された取締役会2回、監査役会3回に出席し、監査役平山新洋は就任後に開催されたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。

監査役平山新洋、小村貢一郎は金融機関における豊富な経験と幅広い見識のもと、監査役大保政二は公認会計士としての専門的見地から、印藤弘二は弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等……………36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

なお、上記の金額には、任意監査にかかる報酬等の額は含まれておりません。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額……………37百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、「監査役会規則」に則り、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する場合は、監査役全員の同意により解任できるものとします。

また、当社監査役会は、上記事由に加えて、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において次のとおり決議しております。

- ①当社並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全ての役職員が共有する価値観と行動規範を明確にした指針を定め、定期的な教育を実施し、その遵守徹底やコンプライアンス意識の周知徹底を図り、また取締役会で見直しを行いその実効性を確保する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、企画・報告書等取締役の職務執行に関わる情報については、社内規則に基づき、保存・管理する。各取締役及び各監査役の請求があるときは、これを閲覧に供する。
- ③当社並びに当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス・環境・災害・品質管理・輸出管理などに関わるリスクについては、それぞれの対応部署で必要に応じ規則・ガイドラインを制定し、管理責任者を特定するとともに、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、それぞれの部署責任者から取締役会に報告し、リスク管理体制を改善する。
- ④当社並びに当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
全社に影響を及ぼす重要な事項等については、多面的な検討を経て適正に決定するため、定例的な役員連絡会等を開催するほか、職務権限と意思決定の手順を明確化する。また各事業部の業績推進については、定例報告会にて検討、管理を行う。
- ⑤当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
経営管理面の重要事項については、事前に協議・検討を行う運用を実施するとともに、業績推進面における事項についても定期的に報告を受けるものとする。
- ⑥当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部監査部署の監査を適宜実施する。災害時の緊急連絡窓口部署は、国内会社及び海外会社それぞれを所管する部署とし、適宜・適切な助言・支援を行うものとする。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
求められた場合は監査役の同意を得て監査役を補助すべき使用人を選定する。
- ⑧上記⑦に掲げる使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑨上記⑧に掲げる使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑩当社並びに当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

役員連絡会、事業部連絡会、組織監査連絡会等の定例会議への監査役出席を確保するとともに、代表取締役及び取締役との定例ミーティングを実施する。監査役へ報告する事項として以下とする。

1. 役員会で審議・報告された事項
2. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3. 内部監査部署が実施した内部監査の結果
4. 役職員の重要な違法行為

⑪上記⑩の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに当社子会社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑫監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部監査として、専任の監査チームを設置しております。国内外の各拠点における業務・運営の適正性、効率性を中心に内部監査を実施しており、監査結果その他の情報は定期的に、また必要に応じて代表取締役社長に報告されております。

監査役監査につきましては、監査役3人（常勤監査役1人）が実施しております。監査役は取締役会をはじめ社内の各種重要会議に出席しております。また、内部監査を実施している監査チームと協力し、各拠点の現地監査も行っております。会計監査人とは四半期毎の会計監査結果の報告会など定期的な打合せを持っており、会社の内部体制、取締役職務執行などに対して十分な監視機能を有しております。

取締役・監査役の指名、並びに、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2023年3月に取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、代表取締役社長 中野鉄也が委員長を務め、その他のメンバーとして取締役 山本寛明、社外取締役 谷口誓一、末永久美子、吉岡理文で構成されております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表(2026年3月20日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,979,505	流動負債	187,831
現金及び預金	596,976	支払手形及び買掛金	10,890
受取手形及び売掛金	379,590	未払法人税等	102,331
有価証券	896,913	賞与引当金	22,271
棚卸資産	85,273	その他	52,338
その他	22,887	固定負債	11,351
貸倒引当金	△2,135	その他	11,351
固定資産	1,691,149	負債合計	199,183
有形固定資産	94,718	(純資産の部)	
建物及び構築物	12,110	株主資本	3,413,911
工具器具及び備品	14,403	資本金	30,637
土地	32,971	資本剰余金	30,544
その他	35,232	利益剰余金	3,356,584
無形固定資産	29,181	自己株式	△3,854
その他	29,181	その他の包括利益累計額	57,560
投資その他の資産	1,567,250	その他有価証券評価差額金	△11,843
投資有価証券	1,514,304	為替換算調整勘定	69,406
長期性預金	20,220	退職給付に係る調整累計額	△3
繰延税金資産	20,515	純資産合計	3,471,472
その他	12,271	負債純資産合計	3,670,655
貸倒引当金	△60		
資産合計	3,670,655		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(2025年3月21日から2026年3月20日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	1,169,289
売 上 原 価	198,552
売 上 総 利 益	970,737
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	374,978
営 業 利 益	595,759
営 業 外 収 益	40,491
営 業 外 費 用	494
経 常 利 益	635,756
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	635,756
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	191,080
法 人 税 等 調 整 額	△510
当 期 純 利 益	445,185
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	445,185

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表(2026年3月20日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,598,746	流動負債	145,713
現金及び預金	318,016	買掛金	13,353
受取手形	1,289	未払法人税等	98,226
売掛金	304,235	賞与引当金	11,371
電子記録債権	28,606	その他	22,762
有価証券	873,413	固定負債	207
棚卸資産	59,503	その他	207
その他	13,715	負債合計	145,920
貸倒引当金	△33	(純資産の部)	
固定資産	1,598,162	株主資本	3,062,880
有形固定資産	65,321	資本金	30,637
建物及び構築物	5,968	資本剰余金	30,544
工具器具及び備品	6,972	資本準備金	30,526
土地	32,971	その他資本剰余金	17
その他	19,408	利益剰余金	3,005,553
無形固定資産	5,437	利益準備金	692
その他	5,437	その他利益剰余金	3,004,860
投資その他の資産	1,527,403	別途積立金	2,626,803
投資有価証券	1,464,181	繰越利益剰余金	378,057
関係会社株式及び出資金	41,399	自己株式	△3,854
繰延税金資産	16,844	評価・換算差額等	△11,892
その他	5,038	その他有価証券評価差額金	△11,892
貸倒引当金	△60	純資産合計	3,050,988
資産合計	3,196,909	負債純資産合計	3,196,909

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書(2025年3月21日から2026年3月20日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	840,383
売 上 原 価	168,806
売 上 総 利 益	671,577
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	133,072
営 業 利 益	538,504
営 業 外 収 益	31,945
営 業 外 費 用	52
経 常 利 益	570,397
税 引 前 当 期 純 利 益	570,397
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	170,045
法 人 税 等 調 整 額	△1,472
当 期 純 利 益	401,825

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月22日

株式会社 キーエンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野出 唯知
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 洋貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キーエンスの2025年3月21日から2026年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キーエンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年4月22日

株式会社 キーエンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 野 出 唯 知
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 洋 貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キーエンスの2025年3月21日から2026年3月20日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月21日から2026年3月20日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月23日

株式会社キーエンス 監査役会

常勤監査役 平 山 新 洋 ㊟

監 査 役 印 藤 弘 二 ㊟

監 査 役 大 保 政 二 ㊟

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境見通しを考慮し、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

①配当財産の種類 金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 275円

配当総額 金 66,694,412,400円

なお、中間配当金として1株につき275円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき550円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月15日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 244,000,000,000円

②減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 244,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

機動的な資本政策を図るため、当社定款第7条に自己の株式の取得を追加するものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	第7条 <u>(自己の株式の取得)</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u>
第7条～第42条 (条文省略)	第8条～第43条 (現行どおり)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名に際しましては、当社の取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を独立役員で構成する指名報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別) (出席回数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なか の てつ や 中野 鉄也 (1981年4月10日生) (男性) (12回/12回)	2004年 4月 当社入社 2020年 3月 制御システム事業部長 2023年 6月 取締役制御システム事業部長兼事業推進部長 2023年12月 取締役海外事業強化部長 2025年12月 代表取締役社長 (現任)	一株
2	やま ぐち あき し 山口 昭司 (1971年4月14日生) (男性) (12回/12回)	1994年 4月 当社入社 2016年 8月 開発推進部長 2017年 6月 取締役開発推進部長 (現任)	一株
3	やま もと ひろ あき 山本 寛明 (1973年9月24日生) (男性) (12回/12回)	1997年 4月 当社入社 2021年 3月 経営情報室長兼事業支援部長 2021年 6月 取締役経営情報室長兼事業支援部長 (現任)	一株
4	てら だ かず ひこ 寺田 一彦 (1975年2月3日生) (男性) (10回/10回)	1999年 4月 当社入社 2016年 6月 ICT推進部長 2025年 6月 取締役ICT推進部長 (現任)	一株
5	なか た ゆう 中田 有 (1974年7月26日生) (男性) (12回/12回)	1997年 4月 当社入社 2018年 6月 センサ事業部長 2019年 6月 取締役センサ事業部長兼事業推進部長 2019年12月 代表取締役社長 2025年12月 取締役特別顧問 (現任)	500株
6	なに ぐち せい いち 谷口 誓一 (1964年8月13日生) (男性) (12回/12回) (社外・独立)	1996年 4月 公認会計士登録 2010年 5月 あずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) パートナー 2017年 7月 みのり監査法人パートナー (現任) 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)	一株
7	すえ なが くみ こ 末 永久美子 (1969年4月1日生) (女性) (12回/12回) (社外・独立)	1993年 4月 弁護士登録 2000年 1月 ニューヨーク州弁護士登録 2012年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所カウンセル (現任) 2021年 6月 当社社外取締役 (現任) 2025年 6月 フタバ産業株式会社社外取締役 (現任)	一株
8	よし おか みち ひとみ 吉岡 理文 (1968年12月10日生) (男性) (12回/12回) (社外・独立)	2010年 4月 大阪府立大学 (現大阪公立大学) 工学研究科 教授 2022年 4月 大阪公立大学情報学研究院 教授 (現任) 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)	一株
9	さと み りょう こ 里見 良子 (1973年8月31日生) (女性) (新任) (社外・独立)	1996年10月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2000年 3月 公認会計士登録 2002年 3月 里見公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2004年10月 税理士登録 2025年 6月 コタ株式会社社外監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷口誓一氏、末永久美子氏、吉岡理文氏、里見良子氏は、社外取締役の候補者であります。
 3. 当社は、谷口誓一氏、末永久美子氏、吉岡理文氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、里見良子氏が取締役を選任された場合、同氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除きます。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。なお、D&O保険の契約期間は1年間であり、その保険料は全額当社が負担しております。
 6. 谷口誓一氏、末永久美子氏、吉岡理文氏、里見良子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。各氏の選任が承認された場合、独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
 7. 谷口誓一氏につきましては、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務に精通し、企業を統治する見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 8. 谷口誓一氏及び同氏がパートナーを務めるみのり監査法人と当社との間には取引関係はありません。そのため、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。
 9. 末永久美子氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 10. 末永久美子氏及び同氏がカウンセラーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には取引関係はありません。そのため、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。
 11. 吉岡理文氏につきましては、情報工学を中心とした高い専門知識を有しており、工学の専門家としての観点から商品開発に関する幅広い助言や意見をいただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる大学教育に携わった豊富な経験並びに情報工学における専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 12. 当社は2026年に研究活動のため、吉岡理文氏が教授を務める大阪公立大学への支払がありますが、その金額は同大学の直近3事業年度平均の共同研究実績額に比して僅少（1%未満、1,000万円以下）であります。そのため、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。
 13. 里見良子氏につきましては、公認会計士及び税理士としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として企業財務に精通し、企業を統治する見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 14. 里見良子氏及び同氏が代表を務める里見公認会計士事務所と当社との間には取引関係はありません。そのため、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。
 15. 谷口誓一氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 16. 末永久美子氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 17. 吉岡理文氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 18. 末永久美子氏の戸籍上の氏名は宇賀神久美子であります。
 19. 表内の出席回数は、取締役会への出席回数であります。

取締役候補者のスキルマトリックス

候補者氏名		取締役に特に期待する知識・能力					
		企業経営	商品開発	営業・マーケティング	財務会計	リスク管理	サステナビリティ
中野鉄也		●	●	●			●
山口昭司			●			●	●
山本寛明					●	●	●
寺田一彦			●				●
中田有		●	●			●	
谷口誓一	社外				●		
末永久美子	社外					●	
吉岡理文	社外		●				
里見良子	社外				●		

(注) 上記一覧は、各候補者が有するすべての知識・能力を表すものではありません。

スキル選定理由

スキル	選定理由
企業経営	中長期的な成長に向けた戦略を実行し、その実効性を監督するため、企業経営に関する経験・知見が重要と考え、本項目を選定しています。
商品開発	商品を通じてお客様が抱えている潜在課題を解決する、すなわち「今まで世の中になかった新たな価値」を生み出すことこそが社会貢献である、と考える当社において、持続的な付加価値創造につながる商品開発の経験・知見は重要であり、本項目を選定しています。
営業・マーケティング	当社の特徴的な商品群を最適形で提案し、お客様の抱える潜在課題の解決に繋げるためには幅広い営業・マーケティングについての経験・知見が必要であり、本項目を選定しています。
財務会計	中長期的な成長に向けた投資、財務基盤の強靭化、会計処理に対する実効性の高い監督等を実行していく必要があり、本項目を選定しています。
リスク管理	各国における法令順守のみならず、複雑化、多様化するリスクに適切に対処していくためには、法務、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する幅広い経験・知見が重要であり、本項目を選定しています。
サステナビリティ	当社設立以来の経営理念の一つである「会社を永続させる」ことを実現するためには、商品を通じて社会に貢献し、社会から支持され続けなければなりません。サステナビリティ経営に関する知見は、このための重要な基盤となる要素であるため、本項目を選定しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日) (性別)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やまもと まさはる 山本 雅春 (1953年9月23日生) (男性) (社外・独立)	1977年11月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1982年 3月 公認会計士登録 2016年 7月 公認会計士山本雅春事務所開設 2019年 3月 美樹工業株式会社社外監査役（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本雅春氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、山本雅春氏が監査役に就任することとなった場合、同氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しており、山本雅春氏が監査役に就任することとなった場合、D&O保険の被保険者となる予定であります。なお、D&O保険の概要は41頁の（注）4に記載のとおりであります。
5. 山本雅春氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
6. 山本雅春氏につきましては、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務に精通し、企業を統治する見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 山本雅春氏及び同氏が代表を務める公認会計士山本雅春事務所と当社との間に取引関係はありません。そのため、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットによる議決権行使をされる場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日のご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、またはスマートフォンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します)
- (2) 株主様のインターネットによる議決権行使は、2026年6月11日(木曜日)の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンによる方法

議決権行使書用紙に表示の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)議決権の再行使をされる場合は、上記2. (1) 「パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。

スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) 「パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等の費用は株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

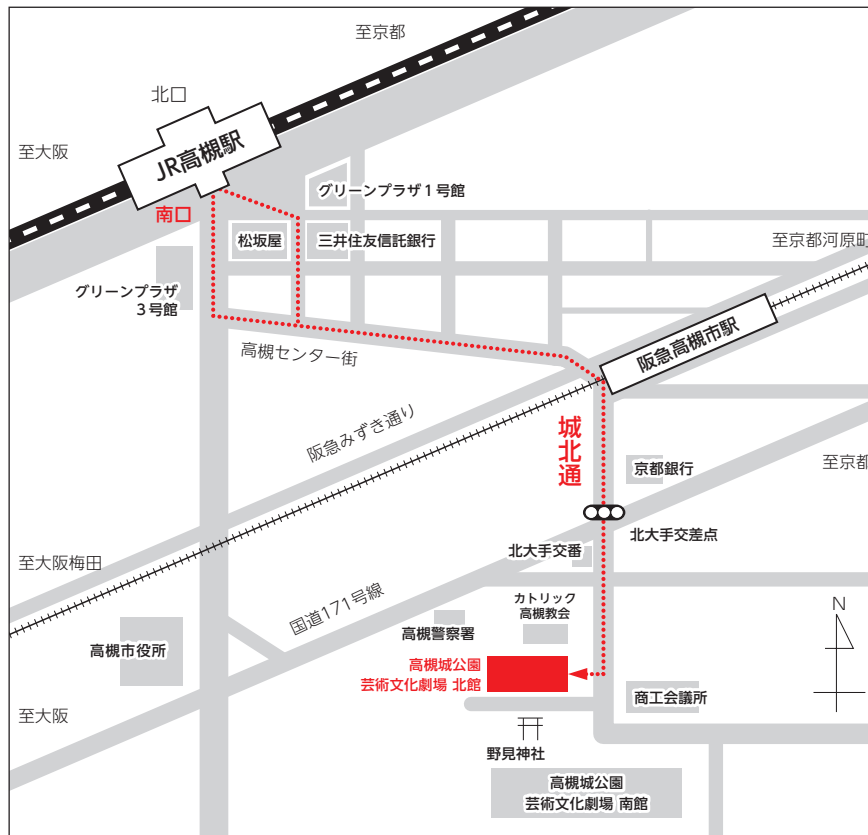
【議決権電子行使プラットフォームについて(機関投資家の皆様へ)】

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)におかれましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪府高槻市野見町2番33号 高槻城公園芸術文化劇場北館3階会議室



▶ JR高槻駅南口下車

高槻センター街経由城北通より南へ徒歩約15分

▶ 阪急高槻市駅南口下車

城北通より南へ徒歩約7分

お車でのご来場はできるだけご遠慮ください。

